

認知症初期集中支援事業運営関連部会の所管事項の追加等について

1. 趣旨

認知症初期集中支援事業運営関連部会の所管事項に新たに、「認知症疾患医療センターの運営評価に関すること」を追加する。

なお、認知症疾患医療センターの整備に関しては、引き続き神戸市保健医療審議会・医療専門分科会の下に設置している認知症疾患医療センター検討委員会の所管事項とする。

2. 部会名称の変更

変更前 認知症初期集中支援事業運営関連部会

変更後 認知症初期集中支援事業等運営関連部会